

安謝福祉複合施設消防設備改修工事（その１）仕様書

1 工 事 名

安謝福祉複合施設消防設備改修工事（その１）

2 工 期

契約の翌日から 6 ヶ月間。

3 工事場所

那覇市安謝 2 丁目 15 番 2 号（安謝福祉複合施設）

4 目 的

本市が所有する安謝福祉複合施設において、地下消火水槽、屋上消火充水槽、及び屋内消火栓配管、スプリンクラー配管内の消火用水（以下消火用水）から PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）、PFHxS（ペルフルオロヘキサンスルホン酸）等（以下 PFOS 等）が検出されている。

消火用水に混入した PFOS 等の除去及び処分、再溶出防止のため地下消火水槽の内部塗装、老朽化した消火設備配管等の改修工事、並びにこれらの工事に伴う消火設備停止期間中の警備などを実施し、消火設備の健全化を図るため、広く企画提案を募集するものである。

5 業務内容

本業務は、安謝福祉複合施設の消火用水から PFOS 等を除去し、消火設備を適正に運用できる状態とすることを目的として、以下に掲げる業務を実施するものである。本業務の実施にあたり、最も効率的かつ効果的な方法を具体的にご提案ください。

工事部分については、工法、使用する材料・材質、その選定理由、施工範囲等を具体的に明示してください。また、本企画提案の内容に指定のない内容であっても、本業務の目的の実現にあたり必要と認められる事項等があれば、ご提案下さい。

（１）消火設備の停止に関する諸業務

- ・本工事においては消火用水槽の内部塗装、スプリンクラー配管の改修を含むことから、施設全体の消火設備を一時的に停止する必要が生ずる。
- ・消火設備の停止にあたって、発注者側で那覇市消防局との事前協議により以下の条件が付されている。

①特別養護老人ホーム部分への代替消火設備（パッケージ型消火設備）の設置（設置済み）

②夜間の警備員配置及び施設内巡回

（本工事に含む。消火器を所持のうえ巡回すること）

③工事中の消防計画の提出

(契約後、発注者にて提出する)

上記①～③について、①については設置済みとなるが、②については本業務において警備員を配置するものとし、③については発注者において那覇市消防局へ提出するが、本工事受注者は当該消防計画に規定する自衛消防組織の一員となり、統括防火管理者の指揮に入るものとする。なお、消火設備は③において工事中の消防計画を提出後に停止可能となるが、停止期間は5ヵ月を上限とする。

(2) 消火用水に混入した PFOS 等の除去、及び水槽内部洗浄

- ・地下消火水槽、屋上消火充水槽、及び屋内消火栓配管、スプリンクラー配管内の消火用水について抜取りを行い PFOS 等の除去を行う。除去の方法は技術提案に基づくものとする。
- ・PFOS 除去作業後において、水道水暫定基準値以下 (50ng/L 以下) となったことを確認したことをもって除去完了とみなす。確認の方法は除去方法と合わせて技術提案を行うこと。
- ・屋上消火充水槽、屋内消火栓配管、スプリンクラー配管は水抜き後、一度上水を充填し、再度水抜きをすること。この際の洗浄に排出された水も PFOS 除去の対象とする。
- ・消火用水の抜取り後、地下消火水槽、屋上消火充水槽は高圧洗浄を行う。この際に出た洗浄水も PFOS 除去の対象とする。
- ・PFOS 除去後の消防用水は適切に処分すること。なお、水道水暫定基準値以下であることが確認できたものについては公共下水道に放流して差し支えない。

(3) 地下消火水槽の内部塗装

- ・(2) による地下消火水槽の水抜き及び高圧洗浄後、水槽内部へ防水塗装を施す。

(4) 老朽化し漏水が懸念される配管については改修を行う。

- ・配管が屋外露出となり特に漏水が懸念される箇所については、水抜き期間中に配管取替を行う。
- ・対象はスプリンクラー配管の1階の屋外露出部分とする。
(別添図面、及び数量書参照)
- ・その他必要箇所は受注者の企画提案に基づくものとする。
- ・撤去後の配管類については法令に基づき適正に処分すること。
(配管類は PFOS 付着物となることから産業廃棄物として取り扱う)

※なお、屋内消火栓配管については別途改修予定のため対象外とする。

(5) その他那覇市と協議した事項に関すること

- ・本業務を実施するにあたり、上記以外に必要な事項が生じた場合には、担当職員と協議の上、可能な限り、対応を行うこと。

6 業務計画書等

- (1) 本業務受注者（以下「受注者」という。）は、契約成立後速やかに本業務に着手するものとし、着手に当たっては、次に掲げる書類を発注者に提出すること。
 - ・ 着手届 ・主任技術者等通知書 ・業務計画書 ・法定外労働災害保険証書
 - ・ 工事カルテ ・前金払い請求書、保証証書
- (2) 業務計画書には以下の記事項を記載することとし、発注者の承認を得ること。
 - ・ 業務概要 ・実施方針 ・工程表 ・組織体制 ・打合せ計画
 - ・ 成果品の内容 ・使用する主な図書及び基準 ・連絡体制
 - ・ 技術者一覧及び経歴 ・照査計画 ・その他必要事項
- (3) 業務計画書の記載内容に追加又は変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で提出し、承認を得ること。
- (4) 本工事は週休2日の促進に努めることとする。なお、週休2日とは4週8休以上の現場閉所を行った状態をいう。

7 配置する技術者等

受注者は本業務を遂行するにあたって、発注者の意図及び目的を十分理解した上で経験のある技術者を定め、かつ、適切な人員を配置し、正確丁寧に行わなければならない。配置する技術者の資格及び役割等は以下のとおり。

(1) 現場代理人

現場代理人は、工事現場に常駐で配置できること。

(2) 主任技術者又は監理技術者

法の規定による主任技術者又は監理技術者を、工事着手届の提出後、専任で配置すること。なお、配置する主任技術者又は監理技術者については、プロポーザル参加表明書の受付日から起算して過去3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(3) 共通事項等

- ① 主任技術者は契約の日付において配置できること。ただし、契約の日付時点で別案件に従事している者を着手日まで当該工事に配置できる場合、現在従事している別案件が確実に完了するのであれば、当該工事の主任技術者となることができる。
- ② 主任技術者は、請負金額（出資金額）が4,000万円(建築工事の場合は8,000万円)以上となる場合は、専任で配置できること。
- ③ 現場代理人は、主任技術者(監理技術者)を兼ねることができる。
- ④ 現場代理人及び主任技術者(監理技術者)は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に3ヵ月以上の継続した雇用関係にあることをいう。

8 打合せ

- (1) 受注者は、発注者と常に緊密な連絡を取り、十分な打ち合わせを行うとともに、作業の途中において報告を求められた場合は、直ちに書面等による報告を行わなければならない。
- (2) 受注者は、安謝福祉複合施設の施設を利用する日本赤十字社・安謝保育園・安謝児童クラブ・ひまわり児童クラブ・自治会といった各事業者（以下関係事業者）と適宜連絡を取り、関係事業者の事業運営に支障のないよう本業務を実施すること。
- (3) 発注者と受注者の打合せ協議は、着手時、定例会議、成果品納入時に行うが、それ以外に必要な場合は協議のうえ、適宜、行うものとする。
- (4) 打合せ等の会議録は、受注者において必ず作成するものとし、相互に確認しなければならない。
- (5) 主任技術者（監理技術者）は、着手時及び成果品納入時に立ち会うものとする。

9 業務の執行

本業務を実施する上で、トラブルが発生した場合は、受注者は速やかに発注者へ連絡し、追って文書にて報告するものとする。また、関係法令の遵守に努め、適正かつ円滑な業務の執行に努めること。なお、現地調査を実施する場合においては、調査員の身分を証明できる証明書を携帯し、特に建物等への立ち入りの際には主旨を説明の上、トラブルがないよう努めること。

10 進捗報告及び検査

- (1) 受注者は、本業務の遂行にあたり、業務着手後毎月末ごとに発注者へ業務進捗状況を書面で報告するものとする。
- (2) 受注者は、発注者の申出により随時検査を受けなければならない。

11 資料貸与及び返却

- (1) 発注者は、発注者が所有する資料等で本業務に必要な資料等は、所定の手続きにより受注者に貸与するものとする。
- (2) 受注者は、発注者から貸与のあった資料等について、その重要性を認識し、破損、紛失等の事故のないように取り扱うものとし、業務上必要であっても発注者の承諾なくして複製又は貸与してはならない。
- (3) 貸与した資料等について、破損、紛失等の過失が生じた場合には、受注者がその責任を負うものとする。
- (4) 受注者は、発注者から貸与のあった資料等については、業務終了ののち速やかに返却するものとする。

1 2 業務の完了

本業務は、成果品を納品し、発注者の検収合格をもって業務完了とする。ただし、完了後であっても誤謬等が発見された場合は、修正又は再作業を行うものとする。

1 3 秘密の保持

受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を外部に漏らし、または他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

1 4 成果品

本業務の成果品については、下記のとおりとする。

	成果品	規格等	部数
(1)	業務報告書	A4 ドッチファイル	1 部
(2)	配管改修部分に係る完成図面	A3 観音開き製本	4 部
(3)	防火管理報告書	A4 ドッジファイル	1 部
(4)	消火用水の PFOS 含有濃度	協議による	同左
(5)	その他、発注者の指示する資料	協議による	同左
(6)	上記の電子データ	CD-R 又は DVD-R	一式

1 5 成果品の納入及び帰属

- (1) 成果品の納入場所は、那覇市まちなみ共創部市営住宅課とする。
- (2) 本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものであり、受注者は、本業務の過程及び結果から知り得た情報について、発注者の許可なく公表、又は貸与してはならない。
- (3) 本業務で調査した内容やデータ整理などに使用した原資料は、すべて成果品の一部として提出するものとする。

1 6 保険加入

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、当該保険に加入している旨を業務計画書に明示すること。ただし、発注者から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければな

らない。

1 7 暴力団員等による不当介入の排除対策

- (1) 受注者は、本業務を履行するにあたって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成 23 年 1 月 12 日）」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
- (2) 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに調査職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (3) 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに調査職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (4) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに調査職員と工程に関する協議を行うこと。

1 8 那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策

- (1) 受注者は、本業務を履行するに当たって「那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策」に基づき、次にあげる事項を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、暴力団密接関係者を市発注業務等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を那覇市まちなみ共創部市営住宅課へ提出しなければならない。
- (3) 受注者は、当該業務委託契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1 次及び 2 次下請以下の全ての下請契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
- (4) 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- (5) 受注者はその旨、全ての本委託業務関連者に周知しなければならない。

1 9 その他

本仕様書に定めのない事項は、契約書、那覇市契約規則に従うものとし、その他疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。

安謝複合施設スプリンクラー配管改修工事

図 面 目 録		
図面番号	図 面 名 称	縮 尺
M－００	表紙・図面目録	――
M－０２	特記仕様書（機械設備）	――
M－０３	消火設備系統図・機器表・記号	――
M－０４	１階消火設備全体平面図	A1 S=1/200
M－０５	１階消火設備平面図（特養棟側詳細図）	A1 S=1/100
M－０６	１階消火設備平面図（住宅棟側詳細図）	A1 S=1/100
M－０７	１階消火設備平面図（シルバーハウジング棟側詳細図）	A1 S=1/100
M－０８	地階消火設備平面図（特別養護老人ホーム棟）	A1 S=1/50

令和５年度
那覇市建築工事課

工事名称	安謝複合施設ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ配管改修工事			工事年度	令和 ５ 年度	
工事場所	那覇市安謝２丁目１５番２号			図面名称	表紙・図面目録	
発注機関	那覇市役所 建築工事課			縮 尺	A1:NO SCALE A3:NO SCALE	
摘 要				図面番号	M ― ０ １	
審 査	課長	G長・主幹	担当者	名 称	有限会社 安谷屋設備設計	
				資格者氏名	安谷屋 幸助	
				登録番号	建築設備士 第17C-0466PH号	
				所 在 地	那覇市山下町18番地26号B203号	

特記仕様書（機械設備）

那覇市
令和5年3月改訂版

1. 工事概要

(1) 工事名
安謝複合施設スプリンクラー配管改修工事

(2) 工事場所
那覇市安謝2丁目15番2号

(3) 建物概要
複合施設

建物名称	構造及び階数	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	用途区分	
				消防法施行令別表第一	建築基準法
1. 複合施設	RC			(16) 項イ	
2.					
3.					
計					

(注：建築及び延面積は建築基準法による表記)

(4) 工事種目（○印を付けたものを適用する）

工事種目	建物別及び屋外					
消火設備	○	一式	・	一式		
撤去工事	○	一式	・	一式		
発生材処理	○	一式	・	一式		

(5) 設備概要（○印のものが該当する）

衛生設備	給水方式	・水道直結方式 ・高置タンク方式 ・加圧給水方式 ・飲料水と雑用水〔・タンク（・同系統・別系統）・配管（・同系統・別系統）〕
	排水方式	・建物内の汚水と雑排水（・分流・合流） ・ポンプ排水（・汚物・汚水・雑排水・雨水） ・無 ・建物外放流方式 (1) 汚水・下水管直放流・浄化槽 (2) 雑排水・下水管直放流・浄化槽・側溝
	給湯設備	・有〔・局所式・中央式（）〕 ・無
	消火設備の種類	・屋内消火栓○スプリンクラー（式） ・二酸化炭素消火・泡消火・粉末消火 ・屋外消火栓・連結送水管・連結散水・消火器
	ガスの種類	・都市ガス ・液化石油ガス（LPG）

2. 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和5年月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和5年月時点での公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3. 機械設備工事仕様

(1) 標準仕様書等

ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」（令和4年版）（以下「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」（令和4年版）（以下「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」（令和4年版）（以下「標準図」という。）による。

イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」（令和4年版）及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」（令和4年版）による。また電気設備工事を含む場合は、電気工事は「公共建築工事標準仕様書(電気工事編)」（令和4年版）及び「公共建築改修工事標準仕様書(電気工事編)」（令和4年版）による。

ウ 本工事は（建築、電気設備、機械設備）工事監理指針 令和4年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を適用する。

(2) 特記仕様

ア 項目の番号に○印の付いた特記事項を適用する。

イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。

ウ 項目に記載の（ ）内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

一般共通事項

6. 工事の余裕期間

・本工事は、余裕期間を設定して実施する工事である。
(1) 本工事は余裕期間として【日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。
(2) CORINDS登録については、実工期間にて技術者の従事期間の登録を行うこと。
(3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は不要とする。
(4) 受注者は、那覇市建設工事請負契約約款第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとする。
(5) 受注者は、着手関係書類（工程表、請負代金内訳書を除く）について、実工期の始期に提出するものとする。
(6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。
(7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。
(8) 受注者は、那覇市建設工事請負契約約款第34条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。

図示された範囲は、令和年月日までに完了すること。

7. 概成工期
(1.2.1)

8. 施工図等
(1.2.3)

9. 設計図CADデータの貸与

10. 施工管理体制
(1.3.1)

11. 主任技術者等の資格

12. 監理技術者の兼務
(特例監理技術者の配置)

13. 電気保安技術者
(1.3.2)

14. 施工条件
(1.3.3)

15. 交通安全管理
(1.3.6)

16. 施工中の環境保全等
(1.3.8)

17. 発生材の処理等
(1.3.9)

一般共通事項

・本工事は、余裕期間を設定して実施する工事である。
(1) 本工事は余裕期間として【日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。
(2) CORINDS登録については、実工期間にて技術者の従事期間の登録を行うこと。
(3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は不要とする。
(4) 受注者は、那覇市建設工事請負契約約款第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとする。
(5) 受注者は、着手関係書類（工程表、請負代金内訳書を除く）について、実工期の始期に提出するものとする。
(6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。
(7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。
(8) 受注者は、那覇市建設工事請負契約約款第34条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。

図示された範囲は、令和年月日までに完了すること。

(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するものとする。
(2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1/50程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。
(3) 施工計画書は、契約締結後15日以内に提出し、工種別施工計画書はその部分の施工に係る15日前までに提出する。なお品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。施工図についても、工事着工15日前までに提出し承諾を受ける。

本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。
(1) 工事請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合8,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。
ア 現場施工に着手するまでの期間
・請負契約の締結の日の翌日から令和年月日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
イ 検査終了後の期間
・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている契約期間中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について
ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。
イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。
(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。その他、技術者の配置の有無等は建設業法による。
※ 資格の区分1
次のイ又はロに掲げるもの
イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者
ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を機械部門、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者
・資格の区分2
次のイ又はロに掲げるもの
イ 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の検定種目に合格した者
ロ 資格の区分1のロに掲げる者
・資格の区分3
次のイ又はロに掲げるもの
イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者
ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術を有すると認定された者
(2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること

※本工事は、建設業法第26条第3項ただし書きの規定を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。
・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書きの規定を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない。

電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。

施工条件は、図示及び以下による。
()

国道6路線及び県道7路線において警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。
(平成27年4月3日沖縄県公安委員会告示第36号)

(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号）による建設機械を使用する。
(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
一般工用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW）
ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機
オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット（基礎工用機械で独立したもの） キ ローラ類 ク ホイールクレーン

適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。（建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、POB、アスベスト等有害物質調査など）

一般共通事項

18. 工事の保険等

(1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。

	発生材の種類及び処理方法
引渡しを要するもの	○無・有（・図示・）
特別管理産業廃棄物	○無・有（・図示・） ※現場調査を行う
再利用を図るもの	○無・有（・図示・）

(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので、適正に処理すること。

(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。
※ 火災保険
※ 組立保険
※ 請負業者賠償責任保険
・建設工事保険
・労働災害総合保険
保険対象：請負契約の対象となっている工事全体。
保険金額：請負代金金額（支給材料、貸与品等を含む）
保険条件：
イ) 法定外労災補償（建築共済等） 填補限度額 一名につき 2,000万円以上
ロ) 請負業者賠償責任保険 填補限度額（対人） 一名につき 5,000万円以上、一災害につき1億円以上 填補限度額（対物） 一災害につき 1,000万円以上、免責金額10万円以下

(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。

(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。
ア 掛金収納書を契約後一か月以内に発注者に提出する。
イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。
ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。

※ 工事に使用する機材の品質等は図示（機器仕様書等）又はこれらと同等以上のものとする。（製品番号等は参考で限定しない）
※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。
※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」（一般社団法人公共建築協会）による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。

(1) 本工事は電子納品対象工事とする。
工事完成時の提出図書は電子媒体で納品する。 なお、「紙」による提出物は、監督職員との協議の上、決定する。
電子納品に関する基準は、「令和2年10月版 那覇市電子納品に関する手引き（案）」によるほか、監督員の指示による。電子化する費用は、共通費に含まれるものとする。

(2) 保全に関する資料
※ 電子納品により提出する
・監督員の指示による。
・受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。 なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。
監督員の指示がある場合を除き工事に使用する機材の規格、性能等は図示（機器仕様書等）によるほか標準仕様書等、標準図による。
監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。

19. 機材の品質等
(1.4.2)

20. 完成時の提出図書
(1.7.1)

21. 機材

22. 施工

共通工事

1 配管材料
(2.1.2)

2 塗装
(3.2.1)

3 その他

1 配管材料

2 弁類

3 屋内消火栓箱

4. 消火器具

5. 建物導入部配管

別表－2－（2） 配管材料選定表（○印の付いたものを適用する。ただし図示しているものは除く。）

	屋内一般 (・ 屋内露出は屋外露出に準ずる)	屋外露出
消火管	○ 配管用炭素鋼鋼管（JIS G 3452） ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管 ・ Sch 40 ・ Sch 80 (JIS G 3454)	○ 配管用炭素鋼鋼管（JIS G 3452） ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管 ・ Sch 40 ・ Sch 80 (JIS G 3454)

注記：・ 鋼管等の継ぎ目（ねじ込み箇所）は、サビ止め塗った後にコーキングを塗ること
(塗装の有無によるコーキングの種類に注意)。

工事名称

安謝複合施設スプリンクラー配管改修工事

工事年度

令和年度

工事場所

那覇市安謝2丁目15番2号

図面名称

特記仕様書（機械設備）

発注機関

那覇市役所 建築工事課

縮尺

A1：－、A3：－

摘要

図面番号

M－O2

検印

管理建築士

設計

製図

設計者

名称

有限会社 安谷屋設備設計

資格者氏名

安谷屋 幸助

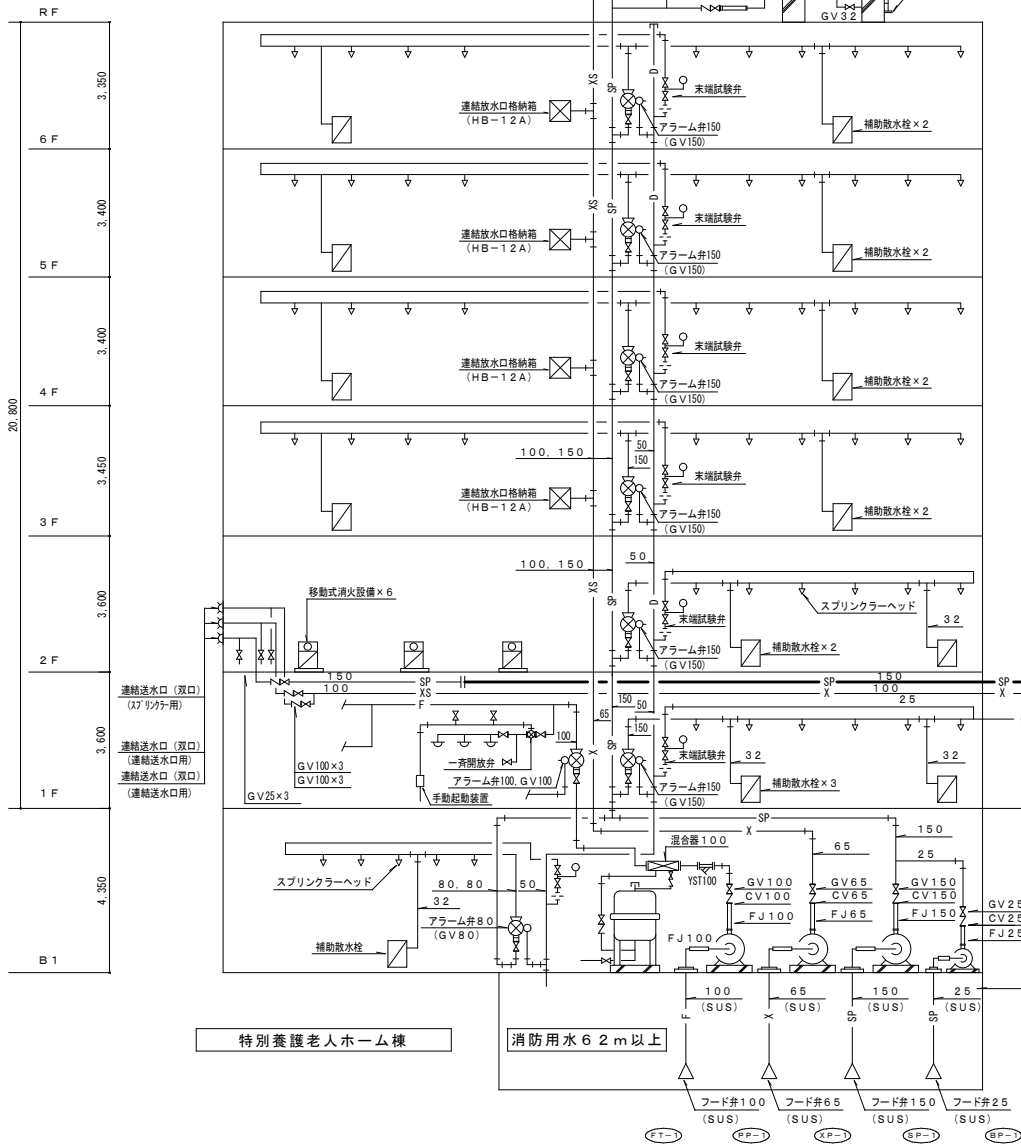
登録番号

建築設備士 第170-0466PH号

所在地

那覇市山下町18番地26号B203号

図面記号（凡例）			
記号	名称	仕 様	数
	連結送水口（双口）	100×100×65（埋込型）	
	末端試験弁装置	25A	
	スプリンクラーヘッド		
	補助散水栓	露出型、埋込型	
	放水口格納箱	65消火栓×1	
	テスト井	65、40	
	屋内消火栓箱	総合形、（HB-1A）（HB-1B）	
	屋内消火栓箱	総合形、連結放水口併設型	
	屋内消火栓箱	総合形、連結放水口併設、高層階用	
	移動式消火設備	33kg	



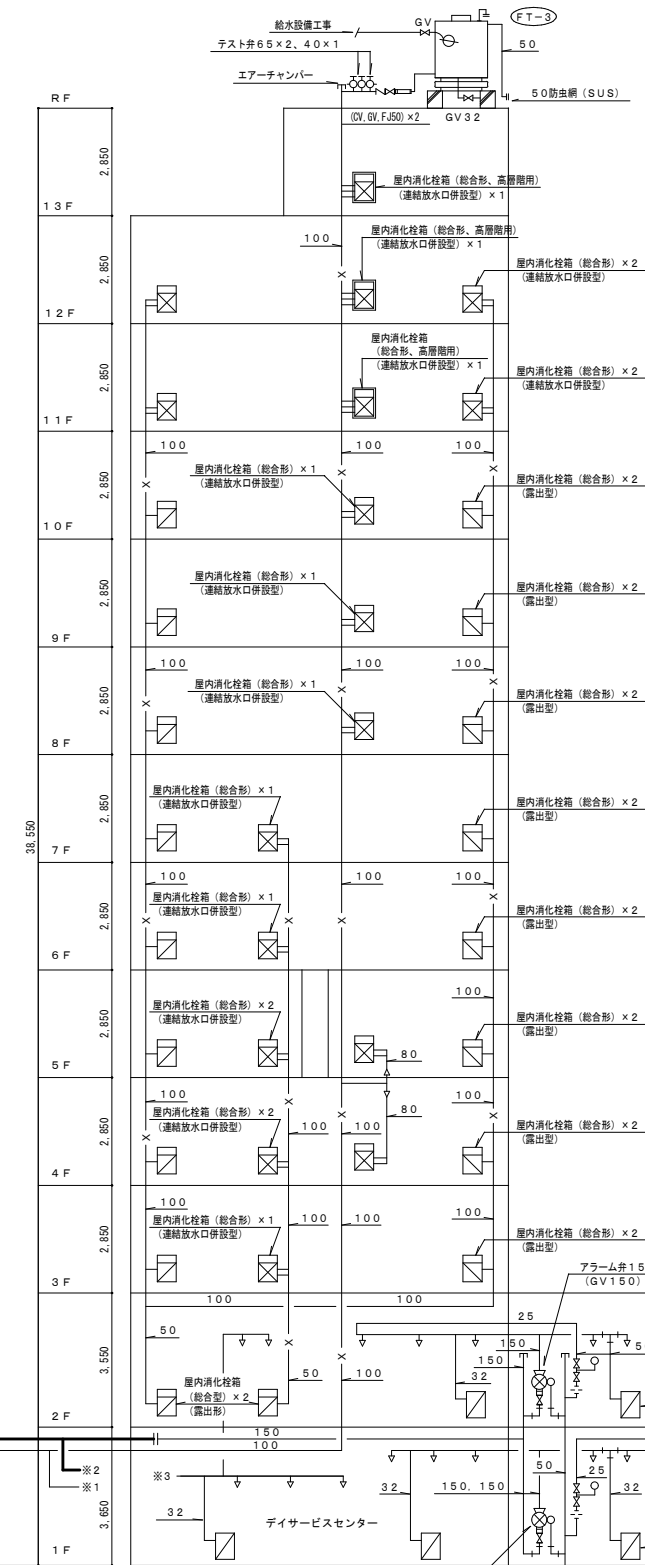
特別養護老人ホーム棟

消防用水の算定	
池消火設備	→ 8.7m³
屋内消火栓設備	→ 5.2m³
スプリンクラー設備	→ 48.0m³
（合 計）	→ 61.9m³
	62.0m³

- × 3
- × 14
- × 18
- × 5

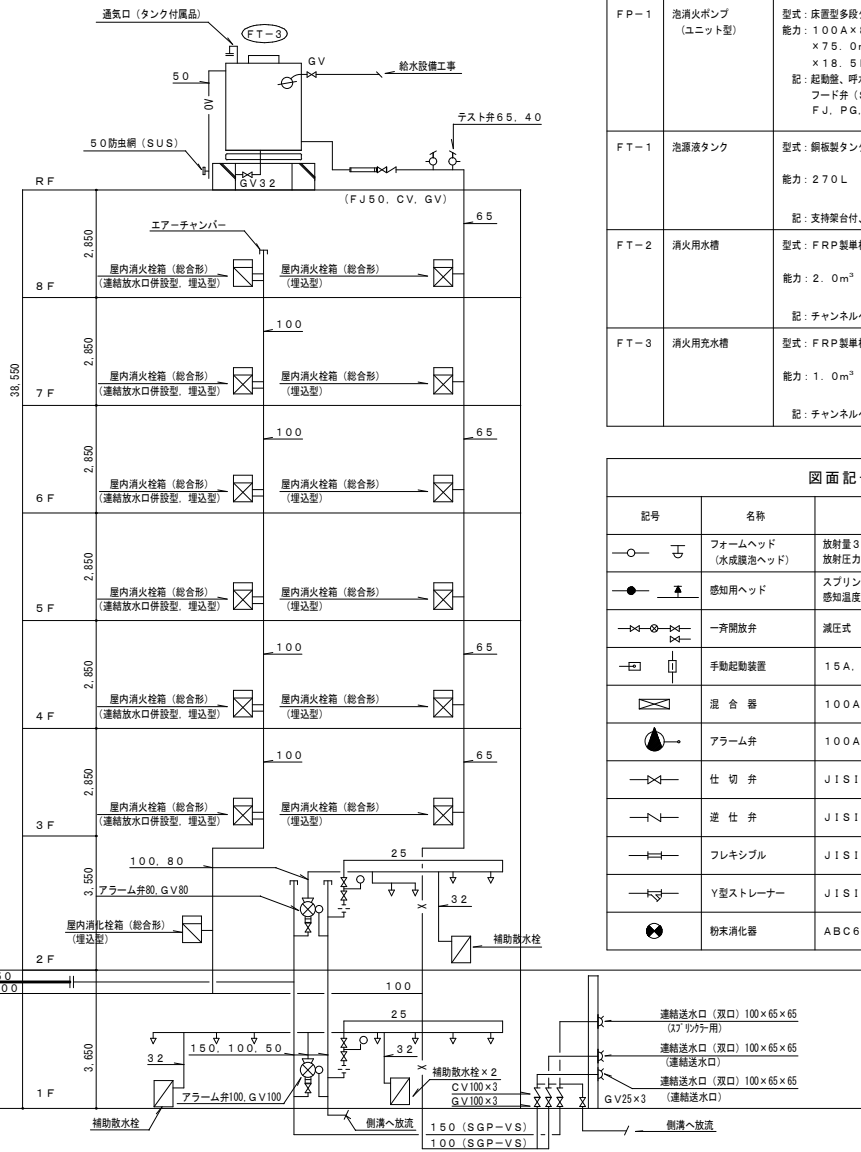
公営住宅高層棟

消火設備系統図・機器表・記号 S=N. S



公営住宅高層棟

— SP — 太線は更新配管を示す。

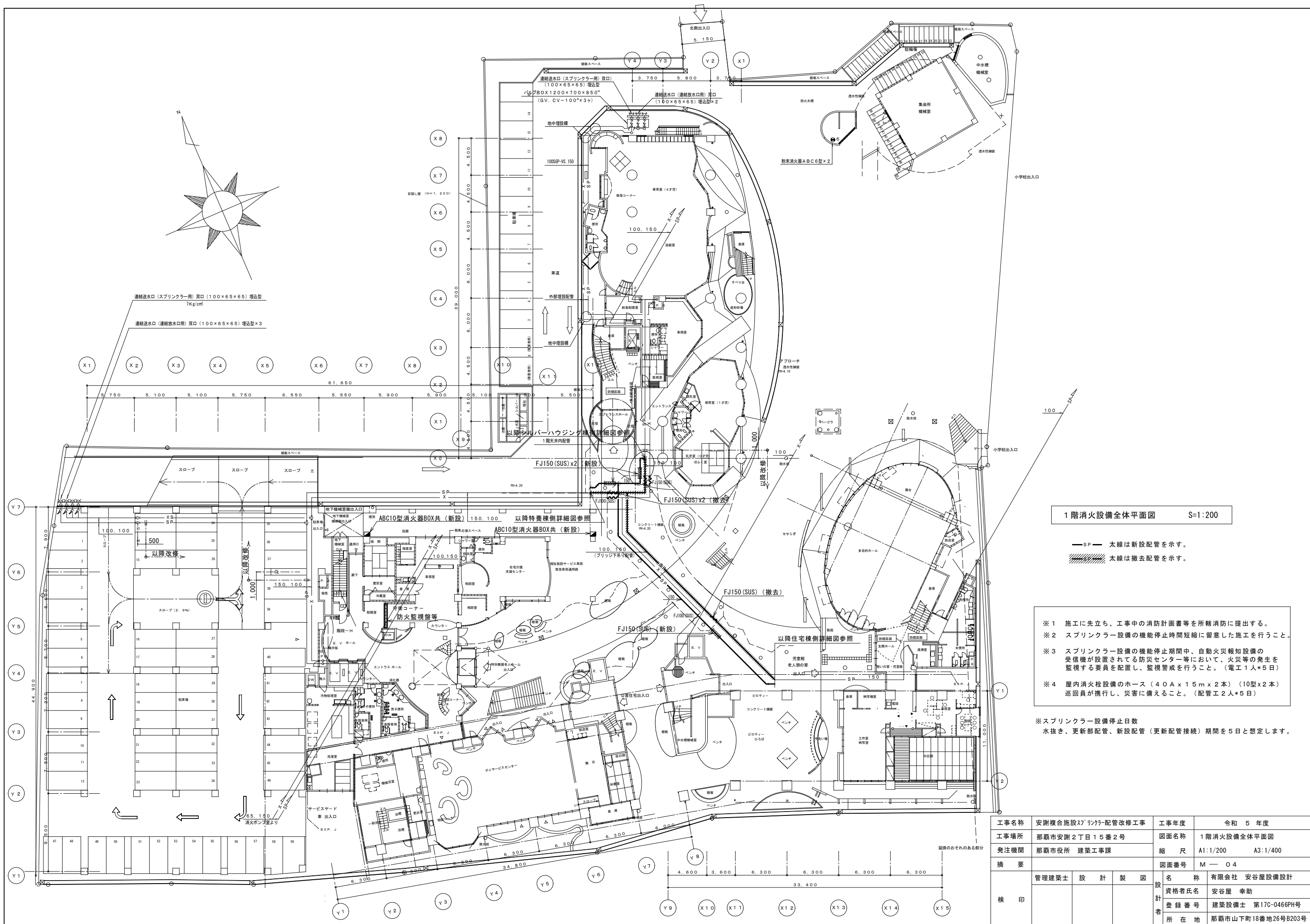


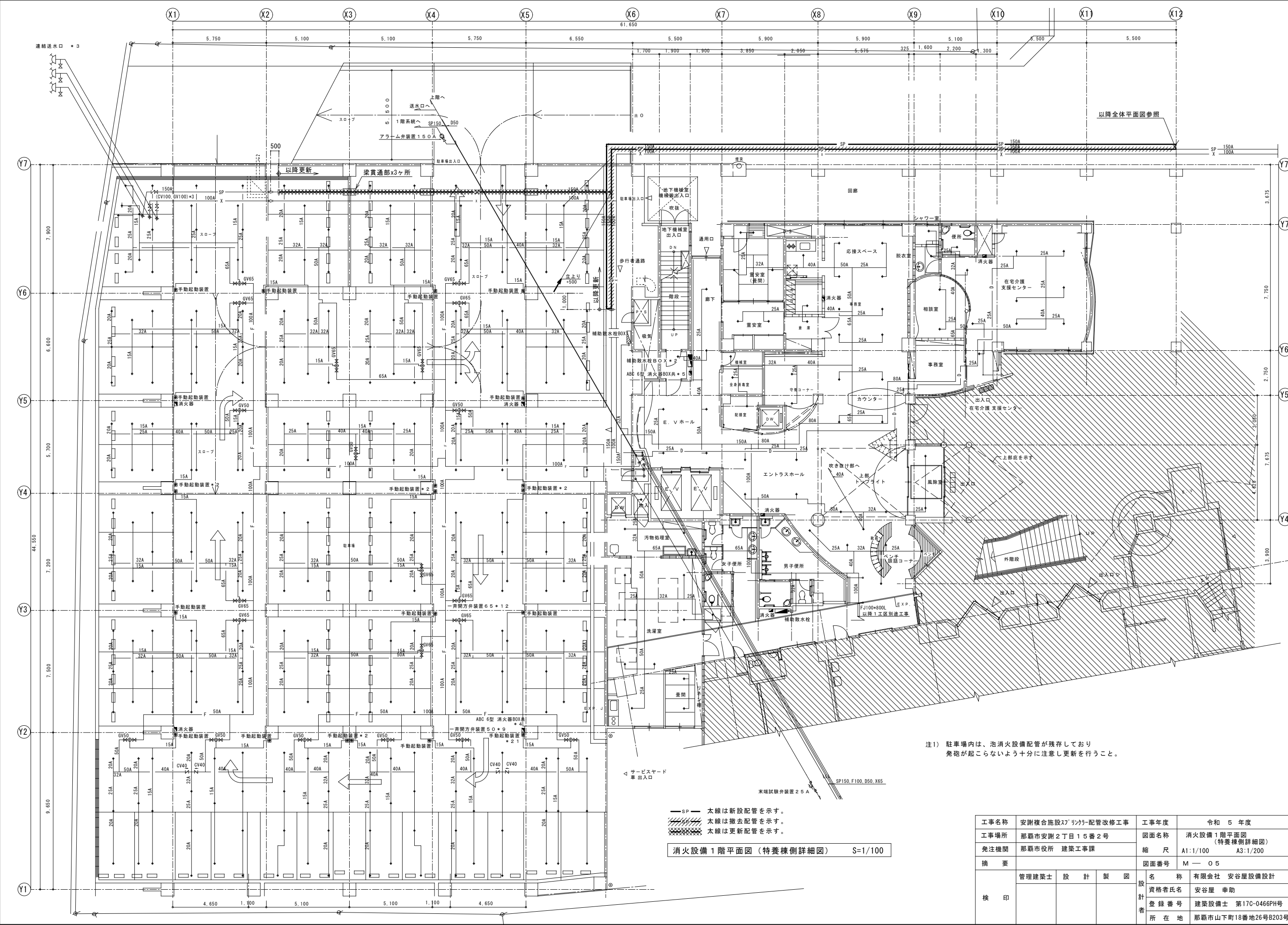
シルバーハウジング棟

機 器 表				
記号	名称	仕 様	数	備 考
SP-1	スプリンクラーポンプ	型式：床置型多段タービンポンプ（ユニット型） 能力：2700L/min×80mh ×3φ×200V×55kw 記：起動盤、呼水機、GV、CV FJ、PG、その他付属品共 ブイスター起動方式	1	コンクリート基礎 （建築工事） Vスター起動方式
BP-1	ブースターポンプ	型式：うず巻ポンプ 能力：30L/min×70mh ×3φ×200V×2.2kw 記：GV、CV、FJ、PG その他付属品共	1	コンクリート基礎 （建築工事）
XP-1	屋内消火栓ポンプ （ユニット型）	型式：床置型多段タービンポンプ 能力：65A×300L/min ×73mh×3φ×200V ×11.0kw 記：起動盤、呼水機、吸込セット フード井（SUS）GV、CV FJ、PG、その他付属品共	1	コンクリート基礎 （建築工事） Vスター起動方式
FP-1	池消火ポンプ （ユニット型）	型式：床置型多段タービンポンプ 能力：100A×840L/min ×75.0mh×3φ×200V ×18.5kw 記：起動盤、呼水機、吸込セット フード井（SUS）GV、CV FJ、PG、その他付属品共	1	コンクリート基礎 （建築工事） Vスター起動方式
FT-1	池源タンク	型式：鋼板製タンク 能力：270L 記：支持架台付、その他付属品共	1	コンクリート基礎 （建築工事）
FT-2	消火用水槽	型式：FRP製単層型タンク 能力：2.0m³ 記：チャンネルベース共	1	コンクリート基礎 （建築工事）
FT-3	消火用充水槽	型式：FRP製単層型タンク 能力：1.0m³ 記：チャンネルベース共	1	コンクリート基礎 （建築工事）

図面記号（凡例）			
記号	名称	仕 様	数
	フォームヘッド （水成膜泡ヘッド）	放射量35L/min 放射圧力3kgf/	
	感知用ヘッド	スプリンクラーヘッド 感知温度72度	
	一斉開放弁	減圧式 50A、65A	
	手動起動装置	15A、ボールドBOX共	
	混 合 器	100A	
	アラーム弁	100A、150A	
	仕 切 弁	JIS10K（65A以上フランジ型）	
	逆 止 弁	JIS10K（65A以上フランジ型）	
	フレキシブル	JIS10K（65A以上フランジ型）	
	Y型ストレーナー	JIS10K（65A以上フランジ型）	
	粉末消火器	ABC6型	

工事名称	安謝複合施設ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ配管改修工事		工事年度	令和 5 年度	
工事場所	那覇市安謝2丁目15番2号		図面名称	消火設備系統図・機器表・記号	
発注機関	那覇市役所 建築工事課		縮 尺	A1:NO SCALE A3:NO SCALE	
摘 要			図面番号	M — 03	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	有限会社 安谷屋設備設計
				資格者氏名	安谷屋 幸助
				登 録 番 号	建築設備士 第17C-0466PH号
				所 在 地	那覇市山下町18番地26号B203号



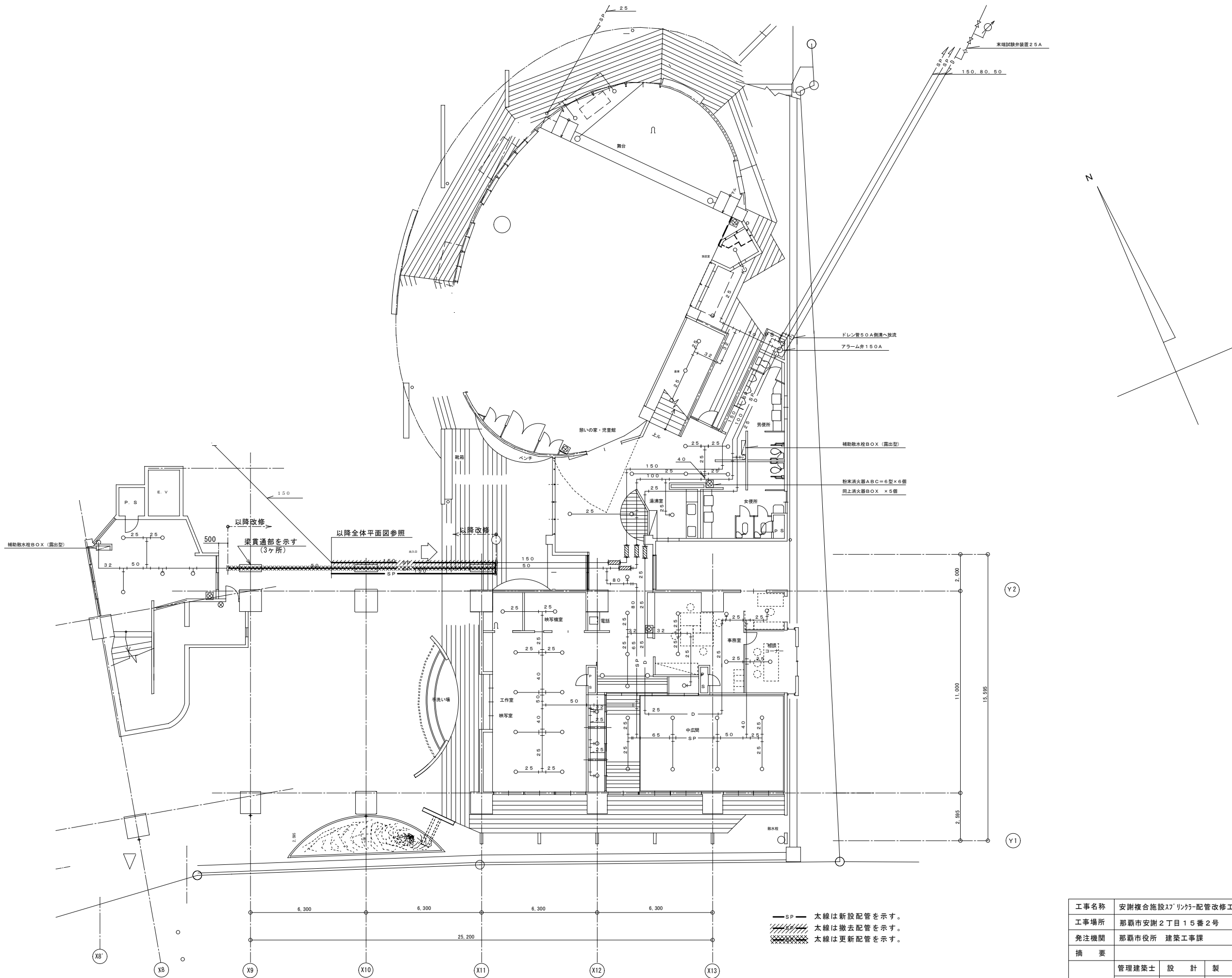


注1) 駐車場内は、泡消火設備配管が残存しており
発砲が起こらないよう十分に注意し更新を行うこと。

— SP — 太線は新設配管を示す。
太線は撤去配管を示す。
太線は更新配管を示す。

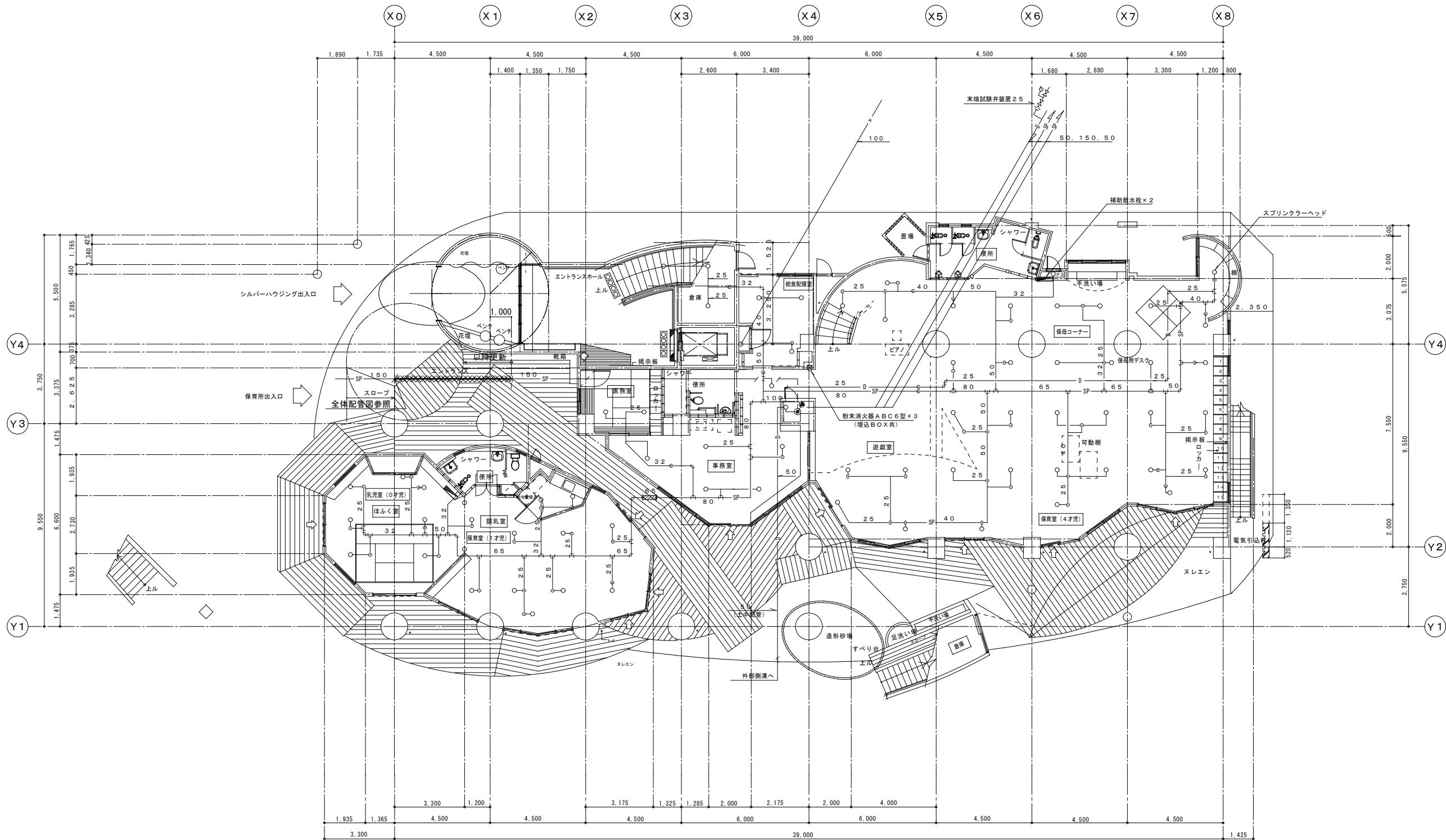
消火設備1階平面図(特養棟側詳細図) S=1/100

工事名称	安謝複合施設ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ配管改修工事	工事年度	令和 5 年度
工事場所	那覇市安謝2丁目15番2号	図面名称	消火設備1階平面図 (特養棟側詳細図)
発注機関	那覇市役所 建築工事課	縮 尺	A1:1/100 A3:1/200
摘 要		図面番号	M — 05
検 印	管理建築士	設 計	製 図
		名 称	有限会社 安谷屋設備設計
		資格者氏名	安谷屋 幸助
		登録番号	建築設備士 第17C-0466PH号
		所 在 地	那覇市山下町18番地26号B203号



1階消火設備平面図（住宅棟側詳細図） S=1/100

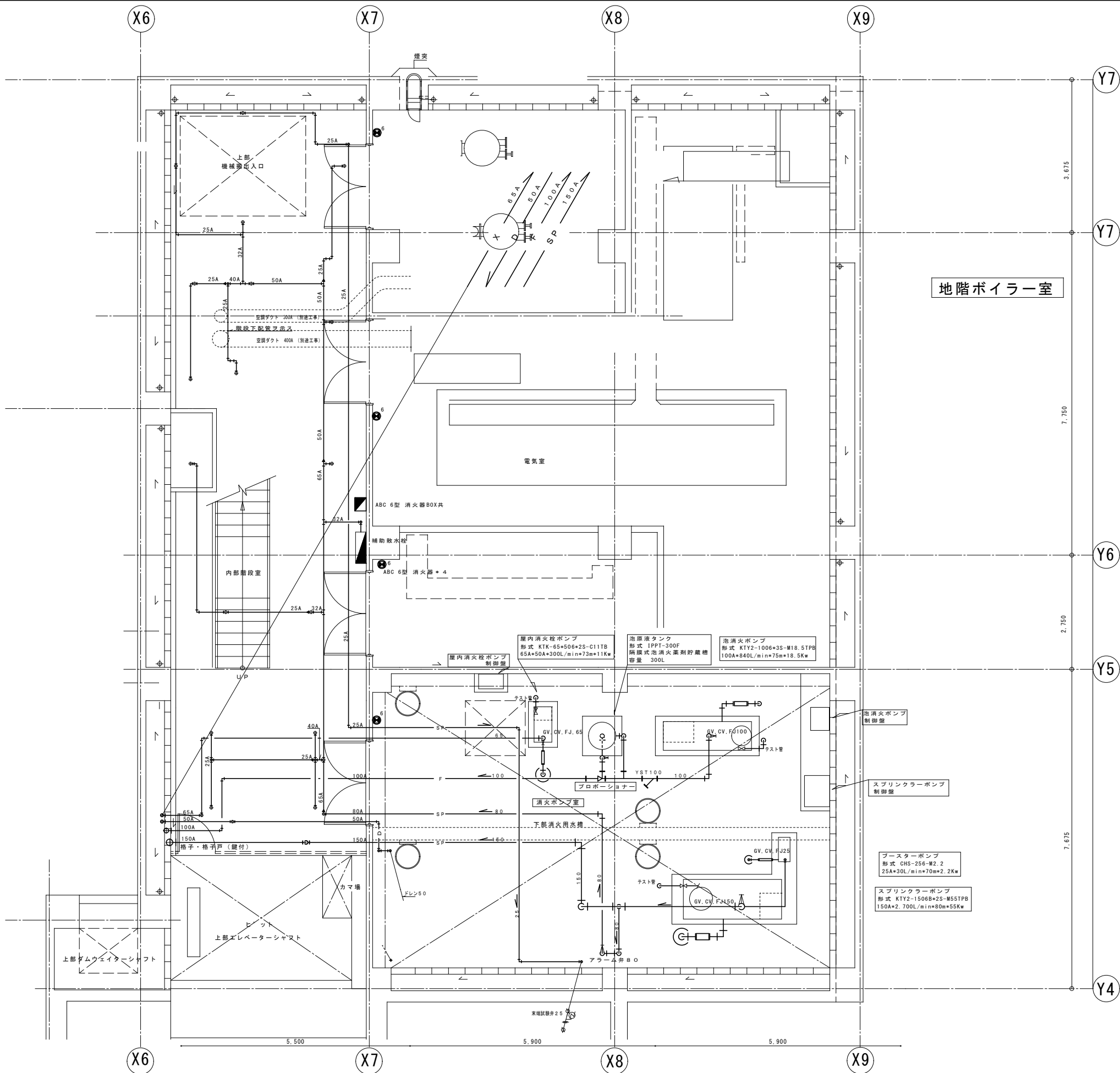
工事名称	安謝複合施設ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞｰ配管改修工事			工事年度	令和 5 年度	
工事場所	那覇市安謝2丁目15番2号			図面名称	1階消火設備平面図 （住宅棟側詳細図）	
免注機関	那覇市役所 建築工事課			縮 尺	A1:1/100 A3:1/200	
摘 要				図面番号	M 06	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	有限会社 安谷屋設備設計	
				資格者氏名	安谷屋 幸助	
				登 録 番 号	建築設備士 第17C-0466PH号	
				所 在 地	那覇市山下町18番地26号B203号	



太線は更新配管を示す。

1階消火設備平面図（シルバーハウジング棟側詳細図） S=1/100

工事名称	安謝複合施設スプリンクラー配管改修工事			工事年度	令和 5 年度	
工事場所	那覇市安謝2丁目15番2号			図面名称	1階消火設備平面図 (シルバーハウジング棟側詳細図)	
発注機関	那覇市役所 建築工事課			縮 尺	A1:1/100 A3:1/200	
摘 要				図面番号	M — 07	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	有限会社 安谷屋設備設計	
				資格者氏名	安谷屋 幸助	
				登 録 番 号	建築設備士 第17C-0466PH号	
				所 在 地	那覇市山下町18番地26号B203号	



参考図
地階消火設備平面図 S : 1 / 5 0

工事名称	安謝複合施設ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ配管改修工事	工事年度	令和 5 年度
工事場所	那覇市安謝2丁目15番2号	図面名称	地階消火設備平面図 (特別養護老人ホーム棟)
発注機関	那覇市役所 建築工事課	縮 尺	A1:1/50 A3:1/100
摘 要		図面番号	M 〇 8
検 印	管理建築士	設 計	名 称 有限会社 安谷屋設備設計
			資格者氏名 安谷屋 幸助
			登録番号 建築設備士 第17C-0466PH号
			所 在 地 那覇市山下町18番地26号B203号